

令和 7 年度助成事業年次報告書作成業務

募集要領

独立行政法人日本芸術文化振興会

1. 公示日 令和8年7月16日

2. 契約担当役等

契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 真理子

3. 趣旨

本業務は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が実施する芸術文化活動に対する多様な助成事業について、実施の成果を把握・検証した結果を中心にわかりやすく可視化した電子データ及び冊子形態による報告書を作成することで、広く文化芸術の役割や意義を発信し、助成事業及びアーツカウンシル機能に対する社会的な認知を得ることを目的とする。

契約相手先の特定に当たっては、価格の低廉性以上に、製作物のデザインの提案について入念に比較・検討する必要がある。よって、簡易公募型プロポーザル方式により広く募集し、最も振興会の要求に合致する者と契約を締結することとする。

4. 事業概要

(1) 業務内容

別冊1「仕様書」のとおり

(2) 納入期限

・日本語版冊子・電子データ：令和9年1月14日（木）

・英語版電子データ：令和9年3月31日（水）

(3) 留意事項

①本件公募による成果物の著作権は、すべて振興会に帰属するものとする。ただし、当該成果物の著作権が第三者のものであるときは、協議の上決定する。

②作業は、振興会の指示に従うものとし、必要に応じて適宜打ち合わせ等により作業内容の確認と調整を行うものとする。

③業務の対象、内容等について、仕様書に定めのない事項等が生じた場合は、振興会に相談の上調整するものとする。

5. 支払条件

全ての成果物の納入後、日本国通貨により一括して支払う。

6. 参加資格

(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和8年度の「物品の製造」又は「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始

- の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。)。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (4) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
 - (5) 本件業務を履行するための体制を有する者であること。
 - (6) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

7. 審査のための提出書類

- (1) 参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ①企画提案書(様式1)
 - ②一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写し
 - ③上記6.(5)に掲げる資格があることを判断できるデザイナー及び印刷所に係る体制を明らかにした業務体制表(任意様式、別紙1の参考書式参照)
注: 社内の体制だけでなく、振興会との連絡体系及び対応時間・曜日も明記すること。
 - ④企画資料
 - ・類似業務の実績(様式2)
 - ・製作スケジュール(任意様式)
 - ・予定デザイナー経歴書(様式3)
 - ・デザイン案の提案(任意様式)
 - ⑤見積書(任意様式)
 - ⑥誓約書(様式4)
 - ⑦再委託承認申請書(様式5)(本件業務の一部を第三者に委託する場合のみ。再委託相手方全ての分を提出すること。)
※本件業務の全てを再委託することは禁止する。
 - ⑧女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し(取得している場合のみ)
 - ⑨次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し(取得している場合のみ)
 - ⑩青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し(取得している場合のみ)
 - ⑪女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し(策定義務がない事業主で計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)

- ⑫上記⑧から⑪の認定の対象とならない外国法人については、内閣府男女共同参画局長が発出する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書」の写し（取得している場合のみ）

（２）提出期限、場所及び方法等

- ①提出期限 令和８年８月２１日（金）午後５時
※受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前１０時から午後５時までとする。
- ②提出場所 〒１０２－８６５６ 東京都千代田区隼町４－１
独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係 栗間・吉田
電 話 ０５０－１７５４－５９８１（直通）
- ③提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- ④提出部数 上記（１）①から③及び⑥から⑫までは各１部とする。④（添付資料を含む。）及び⑤については正本１部と副本７部を作成すること。副本には、提出者を特定することができる内容（具体的な企業名、社章等、統括責任者名、デザイナー氏名等）を記載してはならず、記載している箇所についてはマスキング（墨塗り）すること。

８．企画資料の作成様式及び記載上の留意事項

（１）企画資料作成上の基本事項

- ・企画資料の様式は別冊２「企画提案書等提出様式」に示すとおりとする。
ただし、見積書については任意様式とする。
- ・文字サイズは１０ポイント以上とする。
- ・説明のために資料を添付することができる。
- ・様式があるものについても、適宜、頁数を追加して記載することができる。

（２）企画資料及び見積書の内容に関する留意事項

記載事項	様式	内容に関する留意事項
１．類似業務の実績	様式２	・令和３年８月以降の印刷物（報告書、冊子等）の製作に関する実績について、５件を上限として記載すること。 ・契約金額は公表可能なものであれば記載すること。 ・記載した各実績の案件に係る契約書の写しは必須とし、その他、仕様書等の写し等、契約内容及び履行した業務内容が確認できる資料を添付すること。
２．製作スケジュール	任意様式	・別冊１「仕様書」の内容及び作業量を踏まえて、合理的かつ妥当性のある業務の詳細な作業スケジュールを記載すること。ただし、業務開始は令和８年１０月中旬頃を予定している。 ・作業工程ごとの着手時期、期間等を分かりやすく図示すること。

3. 予定デザイナー経歴書	様式3	・デザイナーとして本件業務に携わる者についての経歴等を記載すること。 ・デザイナーとして印刷物（報告書、冊子等）の製作に関わった実績について、5件を上限として記載すること。 ・契約金額は公表可能なものであれば記載すること。 ・上記実績に挙げた印刷物の具体的なデザイン内容がわかる資料として、印刷物の原本等を提出すること。 ※印刷物の原本等の提出は2件を上限とする。 ※原本の提出が難しい場合には、データから出力し印刷したものも可とする。その場合、表紙及び本文複数ページ（本文はデザインが判別できるページを選定すること）を印刷の上、提出すること。 ※部数は正本1部と副本7部を提出すること。副本には、提出者を特定することができる内容（具体的な企業名、社章等、統括責任者名、デザイナー氏名等）を記載してはならない。なお、「印刷物の原本等」を提出する場合にも、上記のとおり「正本1部と副本7部」を提出すること。ただし、その場合、「印刷物の原本等」と「データから出力し印刷したもの」とを混在して提出することは不可とする。 ※提出された印刷物の原本等について、返却が必要な場合には、企画提案書提出時に申し出ること。
4. デザイン案の提案	任意様式	・別冊1「仕様書」の記載内容に基づき、下記の項目について、本業務の趣旨に照らして、どのような印刷物を製作するか、デザインイメージ等を用いて具体的な提案を記載すること。なお、デザイン案の提出は2案を上限とし、デザイン案は下記①②により構成されるものとする。記載の方法は任意とする。 ① 表紙のデザイン案（日本語版） ② 本文のデザイン案（日本語版） ※上記①②ともに、文字情報等は、別紙2「デザイン提案用原稿」に指定するものを使用すること。 ※デザイン案が2案提出された場合には、より高い評価点となったデザイン案を評価対象として採用する。（詳細は別紙3「審査基準」のとおり）
5. 見積書	任意様式	・別冊1「仕様書」の記載内容に基づいて詳細な見積書を作成すること。 ・項目ごとに所要経費を記し、合計金額（税込）を明

		示すること（明細は、単価×数量の形で記入の上、積算内容を明らかにし、「一式」等の不明確な表記は避けること）。 ・<u>見積金額が4,500,000円（消費税等含む。）を上回る場合は特定しない。</u> ・<u>商号又は名称、代表者名を明記して押印すること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。</u>
--	--	--

9. 企画提案書を特定するための審査方法及び審査基準

別紙3「審査基準」による。なお、見積金額が4,500,000円（消費税等含む。）を上回る場合は受注候補者として特定しない。

10. 企画提案書の特定

- (1) 企画提案書の提出者（以下「企画提案者」という。）が上記6. に掲げる資格を満たしているかの確認を、上記7. (2) ①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 上記6. に掲げる資格を満たしている企画提案者の企画提案書の中から、上記9. に掲げる基準に基づき、企画提案書を特定する。
- (3) 上記(2)の特定の結果は、遅滞なく書面により通知する。

11. 特定後の手続

振興会は、上記10. により特定された者と契約を締結する。契約に当たっては特定された企画提案書のすべてを採用するものではない。

12. 非特定理由に対する質問書について

- (1) 企画提案書を特定されなかった者は、文書によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 上記10. (3) の通知した日の翌日から起算して7営業日以内
※受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。
 - ②提出場所 上記7. (2) ②に同じ。
 - ③提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ①回答期限 上記(2) ①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。
 - ②回答方法 質問回答書を郵送する。

13. 本件手続きに対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 本件手続きに対する質問がある場合は、文書（様式6）により提出すること。
- (2) 提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和8年8月17日（月）午後5時
②提出場所 上記7.（2）②に同じ。
③提出方法 持参、郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、電子メール又はFAX（電話にて着信を確認すること。）により受け付ける。
電子メール keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp
FAX番号 050-3385-3233
※持参の場合、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

（3）質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので、各自で確認すること。

14. その他

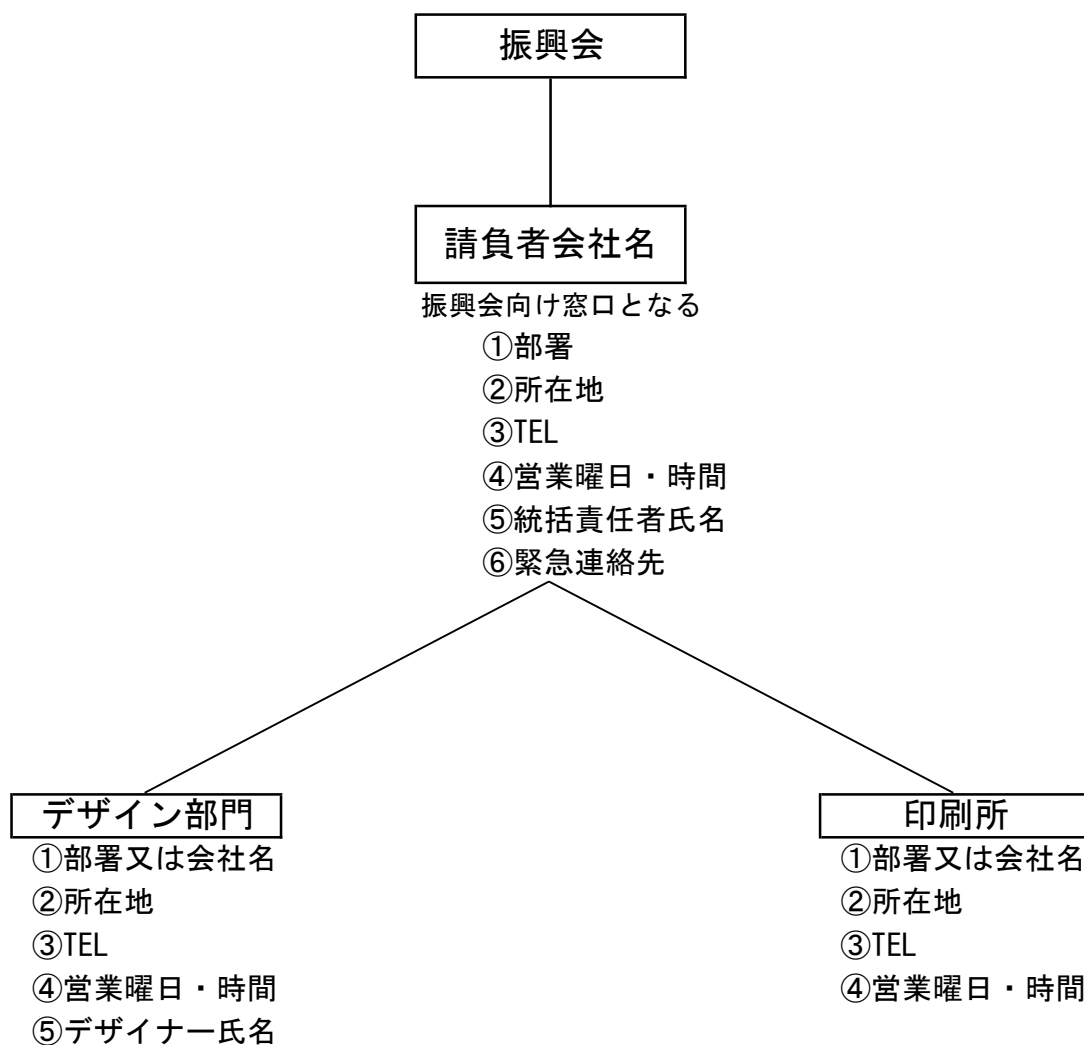
- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（2）企画提案書の作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。
（3）契約保証金 免除
（4）契約書作成の要否 要
（5）企画提案書の無効等
①虚偽の内容が記載されている企画提案書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
②企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は失格となることがある。
ア）上記8. に示す事項に適合しないもの。
イ）本募集要領に定める提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
（6）手続きにおける交渉の有無 無
（7）関連情報を入手するための照会窓口 上記7.（2）②に同じ。
（8）企画提案書は、製作実績に係る印刷物の原本等を除き、返却しない。
（9）企画提案書は、本手続以外に企画提案者に無断で使用しない。ただし、企画提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。
（10）企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
（11）企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更及び再提出は認めない。また、企画提案書に記載された予定デザイナーについて、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある等の事由により当該予定者を配置できない場合、同等以上の者に変更するものとする。同等以上の者に変更できない場合には、企画提案書の特定についてはこれを取り消す。
（12）企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
（13）本募集要領の様式1、様式4、様式5及び見積書（任意様式）の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。

- (14) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（振興会HP トップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。
（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）

以上

令和 7 年度助成事業年次報告書作成業務

業務体制図



※請負者は、事前に日本芸術文化振興会の承諾を得た場合に限り、本件業務の一部を第三者に委託することができる。その場合、上記体制表の業務内容ごとに再委託先の「社名・所在地」を記載すること。

デザイン提案用原稿

【表紙】 ※A4 サイズ 1 ページ

Japan Arts Council Grant Program Annual Report 2025-2026

独立行政法人日本芸術文化振興会 令和7年度助成事業年次報告書

【本文】 ※A4 サイズ 2 ページ（見開き）

（事業名称）

[芸術文化振興基金による事業]

舞台芸術・美術等の創造普及活動

（事業キャッチコピー）

つくる ひろげる / Creating and Spreading.

（事業の目的）

自由で多様な文化芸術の創造普及活動の活性化を目指し、優れた実績や豊かな将来性を有する芸術家や芸術団体を支援しています。

助成対象区分 分野	交付件数		交付額	
	(件)	(%)	(千円)	(%)
現代舞台芸術創造普及活動	195	78.9	371,000	84.6
音楽	51	20.6	95,500	21.8
舞踊	31	12.6	55,500	12.7
演劇	113	45.7	220,000	50.2
伝統芸能・大衆芸能の公開活動	31	12.6	43,000	9.8
美術の創造普及活動	11	4.5	13,498	3.1
多分野共同等芸術創造活動	10	4.0	11,000	2.5
計	247	100.0	438,498	100

（支援の概要）

インフォグラフィック①

インフォグラフィックの構成要素等：

- ・助成対象区分別（現代舞台芸術創造普及活動については分野の内訳を含む）の「交付件数」および「交付額」を示す
- ・各助成対象区分・分野間の「交付件数」の対比を可視化する
- ・支援の動向を端的に示すため、“247 件”、“約 4.4 億円”を特に強調した表現とする

分野 ジャンル	交付件数		鑑賞者数	
	(件)	(%)	(人)	(%)
音楽	51	20.6	55,984	21.7
オーケストラ	9	3.6	11,033	4.3
オペラ	4	1.6	8,020	3.1
室内楽	21	8.5	11,808	4.6
合唱	2	0.8	393	0.2
吹奏楽	4	1.6	3,257	1.3
その他	11	4.5	21,473	8.3
舞踊	31	12.6	16,715	6.5
バレエ	8	3.2	8,697	3.4
現代舞踊	20	8.1	7,403	2.9
舞踏	1	0.4	329	0.1
その他	2	0.8	286	0.1
演劇	113	45.7	125,077	48.5
現代演劇	95	38.5	72,415	28.1
児童演劇	11	4.5	41,754	16.2
人形劇	4	1.6	7,682	3.0
ミュージカル	2	0.8	2,086	0.8
その他	1	0.4	1,140	0.4
伝統芸能	25	10.1	15,435	6.0
古典演劇	13	5.3	7,409	2.9
邦楽	7	2.8	1,255	0.5
邦舞	2	0.8	4,020	1.6
雅楽	1	0.4	349	0.1
声明	1	0.4	2,212	0.9
その他	1	0.4	190	0.1
大衆芸能	6	2.4	3,225	1.3
落語	3	1.2	1,465	0.6
講談	1	0.4	329	0.1
その他	2	0.8	1,431	0.6
美術	11	4.5	19,611	7.6
法人・団体展	10	4.0	19,014	7.4
個展・グループ展	1	0.4	597	0.2
多分野	10	4.0	21,710	8.4
多分野	10	4.0	21,710	8.4
計	247	100	257,757	100

インフォグラフィック②

インフォグラフィックの構成要素等：

- ・7の分野・27のジャンルを示す

- ・助成対象分野別の「鑑賞者数」の計を示す
- ・多様な活動を支援していることが分かるデザインとする
- ・支援の動向を端的に示すため、“27 ジャンル”、“約 25 万人”を特に強調した表現とする

(支援活動の動向)

<音楽>

大都市を拠点とする団体の活動に加えて、地域の団体が多様な組織や人材と連携を図って実施する「音楽祭」等、地域の振興に寄与するのみならず、優れた芸術の創造・普及活動の範囲を拡大する活動が行われました。また、古楽や現代音楽を主たる活動とする小規模な団体の独創的な公演が実施されました。

<舞踊>

主にバレエでは、創造性と運営体制に安定感のある地域の団体が継続して採択され、観客が上質な芸術に触れる一助となりました。一方、コンテンポラリー・ダンス等では、中堅のほか若手アーティストによる、ユニークな感性から生まれた作品の多くが高い評価を得るなど、将来に繋がる成果を上げることができました。

<演劇>

現代演劇を中心に、児童演劇、人形劇、ミュージカルなど多様な活動が実施されました。若手カンパニーの活動も含まれており、次代の担い手の育成に貢献しています。近代古典の戯曲を女性の視点から読み直そうとする意欲的な試みや、VRなどの先端テクノロジーを演劇と接続しようとする先駆的実験も行われました。助成対象活動の中からは「岸田國土戯曲賞」受賞者1名、「読売演劇大賞」受賞者5名が輩出されました。

<伝統芸能・大衆芸能>

比較的小規模な活動の応募が多く、本分野のニーズに応じた支援を行うことができました。また、薪能や演芸まつりなど、より多くの集客が見込める活動への支援も行われ、伝統芸能・大衆芸能の一層の普及に寄与しました。

<美術>

関東圏や近畿圏のみならず、島しょ部など過疎地においても活動が実施されました。食、エコロジー、建築といった様々なテーマを通じて生活文化の再認識を促すような企画や、地域資源を生かした離島のアートプロジェクト、海外作家による町家や茶室を活用したインスタレーションなど、独自性の強い多彩な活動が展開されました。

<多分野共同等>

即興的パフォーマンスを行う芸術集団と自律的な機械などを用い芸術表現の主体性を問うアーティストとの協働による実験的な公演や、舞台作品の記録映像等を再創造し立体音響と特殊投影を用いて上

演するプロジェクトなど、特定のジャンルにおさまらず、文化芸術の新たな局面を切り拓くような独創的、先駆的な公演・展示等が行われました。

(事例紹介)

■現代舞台芸術創造普及活動

団体名：武生国際音楽祭推進会議

活動名：武生国際音楽祭 2023

福井県越前市とその周辺市町で8日間にわたって、アーティスト滞在型の国際音楽祭として開催され、銀行や寺社、レストランなどにおけるアウトリーチ演奏会も多数実施することで、地域の誰もがクラシック音楽に触れることができる機会を創出した。実施主体である推進会議は平成3年に設立され、地元経済界が役員の中心となるなど、官民一体となった地域振興が継続的に図られている。

■伝統芸能・大衆芸能の公開活動

団体名：高円寺演芸まつり実行委員会

活動名：第14回高円寺演芸まつり

高円寺駅周辺に居住する若手の演芸家が個々に行ってきた公演を時期的に集中させることで、効率的に広報を実施。同地域への客足が衰えがちな厳冬期の2月に、寺や神社、地元企業、ホールなど12カ所の会場で、落語をはじめ講談、漫才、浪曲、音曲、太神楽、紙切り、獅子舞、奇術など多彩な公演を行うことで、地域の活性化にもつながっている。

審査基準

I 企画提案書の特定方法

- 提出された企画提案書について、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）内に設置する企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、下記Ⅱの得点が最も高い企画提案書を特定する。
- 必要に応じ、審査期間中に企画提案書の詳細に関して追加資料の提出や説明を求めることがある。
- 下記Ⅱの1～3に定める項目のうち、一部の評価が著しく低い場合等、別途検討の必要があると認められる場合は、再度必要な審査を行う。

Ⅱ 評価方法

選定委員会の委員ごとに、下記1～3の各項目について次の〔評価基準〕による5段階評価を行うとともに、企画提案者がワーク・ライフ・バランス等の推進に係る保有認定書等を有する場合は、下記4のワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価に基づき、下記1～3の評価点に加点し、各委員の合計点の平均を企画提案者の得点とする。

【下記2「提案内容に関する評価」について】

募集要領8.（2）4. に示すデザイン案が2案提出された場合には、各デザイン案の表紙及び本文について、下記2の評価項目に照らして評価を行う。その結果、2案のうち、表紙の評価点と本文の評価点の合計がより高い点となったデザイン案を審査対象として採用し、当該デザイン案に係る評価点を下記2に対する点数とする。

〔評価基準〕

評価基準	評価点 (満点15点の項目)	評価点 (満点5点の項目)
大変優れている	15点	5点
優れている	12点	4点
普通	9点	3点
やや劣っている	6点	2点
劣っている	3点	1点

1 業務実施主体に関する評価（15点満点）

- ① 類似業務の実績の有無（5点）
- ② 業務の製作スケジュールの妥当性（5点）
- ③ 予定デザイナーの業務遂行能力の信頼性（5点）

2 提案内容に関する評価（60点満点）

- ① 表紙のデザイン案におけるアーツカウンシル組織の刊行物として適格な創造性（15点）
- ② 本文のデザイン案におけるアーツカウンシル組織の刊行物として適格な創造性（15点）
- ③ 本文のデザイン案における紙面構成の可読性、多様性（15点）
- ④ 本文のデザイン案における定量的情報の視認性、明瞭性（15点）

3 見積書に関する評価（5点満点）

- ① 製作予算の妥当性（5点）

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価（5点満点）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により加点する。ただし、複数の認定等が該当する場合、最も得点が高い区分により加点する。（以下の認定等を有しない場合、本項目は0点となる）。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定）等の有無

- ・ **プラチナえるぼし認定**（女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定） = **5点**
- ・ **えるぼし認定段階3**（女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定） = **4点**
- ・ **えるぼし認定段階2**（女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定） = **3点**

※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと

- ・ **えるぼし認定段階1**（女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定） = **2点**

※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと

- ・ **行動計画策定済** = **1点**

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等の有無

- ・ **プラチナくるみん認定**（次世代法第15条の2の規定に基づく認定） = **5点**
- ・ **くるみん認定(令和7年4月1日以後の基準)**

（次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定） = **4点**

- ・ **くるみん認定(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準)**

（次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の

次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん認定（令和4年3月31日までの基準）を除く。）） = 3点

・ **トライくるみん認定(令和7年4月1日以後の基準)**

（次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定） = 3点

・ **くるみん認定(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準)**

（次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）を除く。）） = 3点

・ **トライくるみん認定(令和4年4月1日から令和7年3月31日までの基準)**

（次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定） = 3点

・ **くるみん認定(平成29年3月31日までの基準)**

（次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） = 2点

・ **行動計画策定済(令和7年4月1日以後の基準)**

（次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） = 1点

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定の有無

・ **ユースエール認定**

= 4点

④ 上記に該当する認定等を有しない

= 0点